

# 相続人調査マニュアル

## 1 登記上の名義人が死亡した日付

- (1) 昭和22年5月2日以前
- (2) 昭和22年5月3日から昭和22年12月31日
- (3) 昭和23年1月1日から昭和55年12月31日
- (4) 昭和56年1月1日から現在

## 2 (1) の場合

→被相続人は戸主？

- ①戸主であれば家督相続
- ②戸主でなければ遺産相続

→①の場合

- ・原則的には戸籍に「何某が家督相続」と記載されていれば、「何某」が相続する  
と考えてよい。
- ・「隠居」、「入夫婚姻」を原因とする場合にはその不動産を取得した時期に気を付  
けなければならない。

→②の場合

- ・直系卑属・配偶者・直系尊属・戸主の順で相続人となる

## 3 (2) の場合

→旧民法から新民法への移行のための応急措置法が適用されていた期間  
原則としては相続人は現在の考え方と同じ

## 4 (3) (4) の場合

→法定相続分が変更されただけ

※昭和22年5月2日以前か否か、一番最初に確認